

議答申個第34-1号

平成29年9月14日

生駒市長 小 紫 雅 史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

生駒市公用車ドライブレコーダーの運用に係る個人情報の本人外収集、  
外部提供及び本人通知の省略について（答申）

平成29年8月28日付け生総第76号で諮問のあったことについて、当審議会の意見  
は、別紙のとおりです。

答 申

<p>審議案件</p>	<p>生駒市公用車ドライブレコーダーを運用することに伴う個人情報の本人外収集、提供及び本人通知の省略について</p>
<p>審議会の意見</p>	<p>適当なものと認める。          なお、ドライブレコーダーの運用に当たっては、個人情報の漏えい等のないよう、記録媒体の抜き取り防止等を含めた最善のセキュリティ対策を講じられること。また、運用に係る要綱を整備のうえ、職員への周知徹底を図るとともに、安全運転意識の向上に努められるよう申し添える。</p>
<p>審議内容</p>	<p>公用車に設置されたドライブレコーダーのカメラの範囲内にいる個人の容姿及び周囲車両の車両標識番号等が撮影され、当該公用車の事故発生時において、その映像及び音声データが保存されることから、個人情報を本人の同意なく収集すること、保存されたデータを交通事故の確認、分析及び原因究明に限り外部提供すること並びに収集、提供するに当たり本人通知を省略することについて、生駒市個人情報保護条例第7条及び第9条の規定により本審議会に諮問されたものである。          本審議会は、映像及び音声データの収集・提供に係る個人情報の保護の内容（記録媒体の管理、運用管理規程）、収集・提供することによる交通事故等における責任の明確化並びに処理の迅速化等について、慎重に審議した結果、適正な行政執行のために必要で、社会一般の利益にも資するものであり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。</p>
<p>審議日</p>	<p>平成29年9月5日</p>
<p>提供先</p>	<p>保険会社、捜査機関等</p>
<p>所管課</p>	<p>総務部 総務課</p>